

ご存知ですか?

会社を複数持つメリット・デメリット

~知らないと損をするグループ会社を持つ時の注意点~

チェック1 経営管理面

(1) 業種(部門)管理の明確化

一つの法人で複数の業種を営んでいる場合がありますが、適正に業種別損益を把握されているでしょうか?仮に業種別損益を把握されていたとしても、B/S項目まで業種別に管理している法人は少ないかと思われます。黒字部門で獲得した財産が、赤字部門に流れているなんてことも…。例えば業種ごとに法人を分けることにより、各業種に関連する固定費や管理費などを明確に区分することが可能となります。結果として経営の透明性を高めることができ、意思決定の判断が正確かつ迅速に行えることになります。

しかし、会社を複数持つと一般的には間接部門が増加します。それゆえ「トータルコストがアップしてしまうのでは?」との心配があるかと思います。この点の対応策としてシェアードサービス会社の活用(設立)が考えられます。グループの各会社からグループ共通の間接部門を切り離し1つの会社に集中処理させることで、グループ全体での間接部門の重複を防ぐことができます。



(2) 役職・ポストの拡充

一つの法人では役職・ポストの設置にも限界があります。社歴が長い法人の場合などではこれら役職が埋まっているケースが多く、若手のやる気が削がれてしまうかもしれません。例えば、社内に好調な部門があり人手が足りない(追加する予定がある)場合には、この好調な部門を切り離し分社化することで新たな役職・ポストを設置することが可能となります。やる気のある若手に責任とポストを与えることは、分社化した法人の成長スピードを上げることにつながり、結果としてグループ法人全体の成長にも繋がるのではないかでしょうか。



しかし、複数の役職・ポストを増設することにより、独立性や採算性と言った側面に意識が集中し、本部経営陣(創業家等)の意向が軽視される可能性もあります。「部分最適化の問題」です。これは、個々の業務部門の効率化・生産性を図るばかりに、全体の業務効率や生産性が落ちてしまうことです。部門長が、当該部門の収益率・利益率が落ちるとして多少でも利益が出るのに投資を抑制、結果的に全体利益の減少に繋がる事例です。グループの求心力低下、全体利益の減少を防ぐためには、本部経営陣がグループ統括者として全体を掌握する強力なリーダーシップを発揮するとともに、個々の部門の業績評価の指標を慎重に検討することが重要です。さらに、何よりも企業としての経営理念・哲学をグループ全体に浸透させる必要があると考えられます。

チェック2 事業承継面

(1) 株価対策

社歴が長い、あるいは業績が好調な法人の場合、自社株式に対する相続税評価額がかなり高くなっている場合があります。そのような法人でオーナーが亡くなられた場合、相続税の支払いに苦慮することになります。自社株式を売却して納税資金に充てようとしても、一般的に非上場株式を第三者に売却することは難しく、資金難に陥ることもあります。この問題の対策として、高収益部門を分社化し持ち株会社体制を構築するなどの組織再編税制や財産保全会社の活用により、自社株式の価額を低下させるなどの手法があげられます。相続税評価額を下げ相続税額を抑えることで、残されたオーナー一族のキャッシュアウトを抑制します。

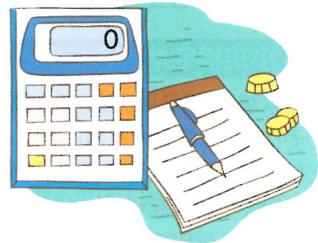
(2) 後継者ごとの法人設立

難しいことかもしれません、複数の後継者がいる場合、後継者ごとの法人を設立し、権限と責任を委譲するとともに、持ち株会社を利用、創業家の株主構成を整理のうえ、各社のパワーバランスを図っていくことも検討すべきでしょう。

チェック3 税務面

(1) 交際費損金算入限度額の実質的な拡張

交際費等の額は、原則としてその全額が損金不算入とされていますが、**資本金1億円以下**の法人(以下「中小法人」という)については、交際費等の額のうち**年額600万円を超える金額と600万円に達するまでの金額の10%相当額が損金不算入**とされています。つまり中小法人については一定額までの損金算入が認められているわけです。業務の遂行上、交際費等が必要な業種に関しては、会社を複数に分けることにより、交際費の活用枠を実質的に拡大させることも可能となります。



(2) 実効税率の低減(所得の分散)

中小法人に関しては、所得金額のうち**年800万円以下について18%、年800万円を超える部分の金額について30%の法人税**が課されます*。一つの会社で稼得する利益を複数の会社に分散することで各社の所得金額を800万円以下に抑えることができれば、中小法人グループ全体としての実効税率を引き下げることが可能となります。

*平成24年4月1日以降開始事業年度からは800万円以下15%、800万円超25.5%
(3年間は復興特別法人税10%が上乗せ)

(3) 消費税課税売上高5億円基準(95%ルール)の回避

これまで課税売上割合が95%以上の場合は、納付すべき消費税の計算上、課税仕入れ等にかかる消費税は原則として全額控除できました。しかしながら、平成23年度の消費税改正において、この全額控除について制限が課されました。

平成24年4月1日以後開始する課税期間については、この全額控除が認められるのは課税期間の課税売上高が**5億円以下の事業者**に限られ、5億円を超える事業者において全額控除は認められなくなります。

そこで、年間課税売上高が5億円を超える見込みである事業者は、法人を分散させることで1社当たりの課税売上高を5億円以下となるようにすれば、これまで通り仕入れにかかる消費税額を全額控除することが可能となります。

もう一步踏み込んだ経営管理・税務的考察

100%の資本関係を持つグループ法人を一つの課税単位として捉え、当該法人間の損益を通算した上で申告を行う連結納税制度が従来からあります。新たに**グループ法人税制**が平成22年度税制改正により創設されました。

グループ法人税制は損益通算を行いませんが、グループ法人間の一定の取引について損益を繰り延べる制度であり、設備や土地等の経営資源の再配置に係る税負担を軽減させるという側面を持合わせています。連結納税制度は任意適用ですが、グループ法人税制は強制適用となります。両制度が持つメリット・デメリットを把握しうまく活用することによって、円滑な経営と実効税率の適減化等を促進することができます。

グループ法人税制のメリット

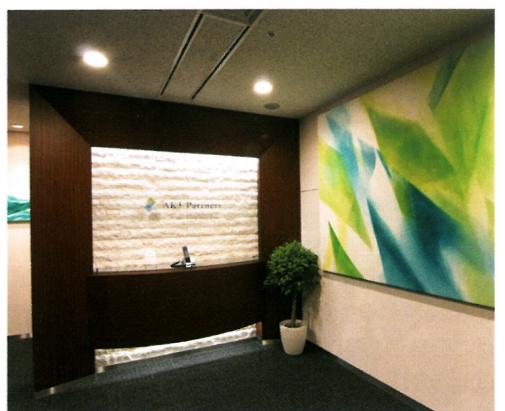
- 100%グループ内の法人間の資金移動(グループ内寄附)を無税で行うことが可能。
- 100%グループ内の一定規模の固定資産の売買は、譲渡損益を繰り延べることが可能。
- 100%グループ内の配当金は税負担無しで受け取ることが可能。
- 政策的、慢性的な赤字会社がある場合にも連結納税制度を活用することで所得通算が可能。

グループ法人税制のデメリット

- 100%子法人が資本金1億円以下でも、親法人が資本金5億円以上の場合、下記、中小企業の特例が適用できない。法人税の軽減税率不適用
 - ▶ 貸倒引当金の法定線入率の選択不適用(実績線入率のみ)
 - ▶ 交際費の全額損金不算入
 - ▶ 欠損金の繰り戻し還付不適用
 - ▶ 留保金課税制度の適用対象

お問い合わせ先

税理士法人AKJパートナーズ 福岡オフィス 税理士:脇屋
福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350/FAX.092-283-3351
<http://www.akj-partners.com/fukuoka/>



AKJ Partners